障害福祉サービス費等の請求について

平成29年12月

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室

〈目 次〉

1.	平成30年度審査事務の見直し	•••3
	〈1〉平成30年5月請求分からの変更点	
	〈2〉請求システムのバージョンアップについて	
2.	電子証明書について	•••8
З.	ユーザID、パスワードについて	•••13
4.	送信済データの修正について	•••18
	〈1〉請求期間内の取下げ	
	〈2〉過誤申立(取下げ依頼)について	
5.	愛知県国保連合会ホームページについて	•••26

1. 平成30年度審査事務の見直し

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、平成30年度から市町村は国保連合会に審査事務を委託できるようになります。

◇国保連合会での審査とは

自治体が支給決定したサービス量や内容についての妥当性や適否を判断するものではなく、支給決定の内容を前提として、受給資格や請求書の記載誤りの有無、報酬の算定ルールに合致しているか、さらには提供されたサービス内容が支給決定の範囲内であるか等を客観的に機械チェックにて判定します。国保連合会だけでは判断できない場合は、引き続き、自治体が審査を行います。

〇審査事務の見直しによる国保連合会にて新たに実施する内容は、以下のとおり。

審査内容(機械チェック)の拡充

国保連合会所有のシステムでの機械チェックにおいて、チェック項目の追加等、チェック内容を拡 充します。

例:同一日・同一利用時間帯での重複サービス利用がないことのチェック など

機械チェックにおけるエラーレベルの変更 (「警告(確認)エラー」から「エラー(返戻)」)

請求データに対し事業所台帳情報や受給者台帳情報との不一致等、現在、「警告(確認)エラー」 として市町村が審査していたもののうち、明らかにデータ間に不整合があるものについては、国保 連合会の審査(機械チェック)で「エラー(返戻)」とします。

※エラーレベルの変更については、平成30年度下期を予定しています。 また、変更対象となるエラーについては、現在、厚生労働省と協議中です。

〈1〉平成30年5月請求分からの変更点

①簡易入力システム、取込送信システムの点検機能強化

▶現在、国保連合会所有のシステムにて請求データ受信後に機械チェックしているチェックの一部を簡易入 カシステム、取込送信システムにおいて実施します。

- ・簡易入力システム…データ入力・登録時における、チェック項目の追加、変更等。
- ・取込送信システム…サービス単位数、単価等、単位数表標準マスタとの突合チェックを追加。

※データ送信前に請求データのチェックを行うことによって誤請求データによる返戻等の減少が目的。

②事業所台帳情報参照機能の追加

▶国保連合会に登録されている自事業所の事業所台帳情報を「電子請求受付システム総合窓口」から 参照できるようになります。

※自事業所台帳の登録状況が参照可能となることにより、各加算の算定可否等、誤請求データによる 返戻等の減少が目的。

③上限額管理結果票(複数児童用)のインタフェース追加(平成30年10月サービス分以降)

▶平成30年10月サービス分より、 複数児童用の上限額管理結果票をデータ作成できるようインタフェー スを変更します。

それに伴い、現在、紙媒体として市町村へ提出していますが国保連合会にデータ送信することになります。

※平成30年9月サービス分までは従来どおり市町村にご提出ください。

この内容は平成29年11月時点での情報です。

〈2〉請求システム(簡易入力・取込送信)のバージョンアップについて

平成30年度、国保連合会での審査事務開始や報酬改定に伴い、請求システム(簡易入力・取込送信)のバージョンアップが予定されています。

◇新バージョンリリース時期:平成30年4月下旬予定

新バージョンがリリースされますと、電子請求受付システム総合窓口(障害者総合支援の請求はこちら)のログイン前の「お知らせ」に掲載されます。

・請求システムの変更点については*レベルアップマニュアルをご覧ください*。

はじめての方	2 お知らせ 数作環境	2) FAQ ● 時刻 15:42:	【お知らせ表示画面】
お知らせ一覧	noister-		カテゴリ システム関連(バージョンアップ) 更新日付 提示期限
東新日付 ・電子請求受付 2015/02/25 New 2015/02/25 New 2015/02/18 New 2015/01/19 ・簡易入力シンフ 2015/01/19 ・「重要]簡易人 2014/05/02 ・「重要] Micros 2014/04/30 ・「重要] Micros	タイトル オシステムサーバ保守によるシステムの一時停止」 3月請求期間におけるお聞い合わせ時間のお知ら ステムマニュアル第、版リリースのお知らせ 入力システムVer、のリリースについて soft社公開情報・Internet Explorer の脆弱性問題 soft社公開情報・Internet Explorer の脆弱性問題		「障害者総合支援電子請求受付システムにおいて、自動アップデート機能の対応を行った簡易入力シス テムを掲載いたしました。 ・耐易入力システム(障害福祉サービス)Ver2.17 ・耐易入力システム(障害して後)Ver2.17 添付の厚簡易入力システム(Version2.17.0)について』をお読みいただき、必要に応じてダウンロード及び インストール作業を行ってくたさい。 なお、簡易入力システム(地域生活支援事業)及び取込送信システムのリリースはありません。 既にインストールされている簡易入力システム(地域生活支援事業)、または取込送信システムをそのま まご利用くたさい。
	Sをクリックして]	法付ファイル サイズ

◆自動アップデート設定の確認

簡易入力または取込送信システムを起動

「バージョン(V)」から「自動アップデート設定(S)」を選択



◆手動でのバージョンアップ方法

「バージョン(V)」から「アップデートの確認(U)」を選択



2. 電子証明書について

請求データを送信される際、電子証明書がインストールされている端末からでないと送信は行えません。 また、通知書類を取得する際にも電子証明書がインストールされている端末からでないと取得ができません。



(3) 電子証明書発行手数料の納入の同意

送信確認 1 証明書発行用バ 20 ド人力 2 送信確認 2 終了	資助 日本 資助 日本 資助 日本 資助 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<発行手数料について> ユーザ D=HJ~(TJ~含む)での発行申請の場合 →請求金額から相殺されます。 ユーザ D=HD~での発行申請の場合 →①区分:障害の場合、「振込」となります。 (銀行へ手数料の振込みをお願いします。) ②区分:介護・障害共通の場合、「相殺」か「振込」を 任意で選択します。
	原則とします。 な あ、和記による続人が在静な場合は、次に定める方法により徴奴することとします。 (1) 発行手数料を事業所有に支払う当月分の給付費から全部物策できない場合は、翌月の給付費から発行手 数料の残勝を招除します。 (2) 給付費から見行手数料を推測できないことが見込まれる等、国保連合会か必要と認める場合は、事業所 帯に連接換示することにより納入していただぎます。 (3) これも以外の理由により納入ができない場合は、国保連合会は事業所等と協議するものとします。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	同意書の内容を確認して☑チェックを入れ ます。
(4) # <u>处理終了</u> 1. <u>和明書発行用バ</u> 27-斤入力 2. 送信確認		2019 100 100 100 100 100 2019 100 100 100 100 100 2019 100 100 100 100 100 2019 100 100 100 100 100 2019 100 100 100 100 100 2019 100 100 100 100 100 2019 100 100 100 100 100 2010 100 100 100 100 100 2010 100 100 100 100 100 2010 100 100 100 100 100 2010 100 100 100 100 100 2010 100 100 100 100 100 2010 100 100 100 100 100 2010 100 100 100 100 100 2010 100 100 100 100 100 2010 100 100 100 100 100 2010 100 100 100 100 100 2010 100
 算時7 	国保運合会により発行申請が承認されると 証明書発行完了通知がお助らせ画面に電きますので、しばらくお待ちください。 ※証明書発行完了通知が届くまでに、数日かかる場合があります。 証明書が発行されましたら、請求処理を行うパリコンに証明書をダウンロードし、 証明書をインストールしてください。	変へ 現在、証明書の発行申請中です。 国保連合会により発行申請が承認されると 証明書発行完了通知が知らせ画面に届きますので、しばらくお待ちください。 ※証明書発行完了通知が届くまでに、数日かかる場合があります 証明書の発行履歴 <u>発行申請日 有効開始年月日 2014/08/25 発行申請中 7,800円 </u>

(2)電子証明書のダウンロード

証明書が発行済みになると「お知らせ」に通知されます。 また、ご登録のメールアドレスにメールが届きます。

(1) 状況の確認



請求時に使用するPCにダウンロード・

【ファイルを開く】を選択してください。

インストールしてください。

(2) 証明書のダウンロード



(3)証明書のインポートウィザードの開始



(4) 証明書のインポートウィザードの完了



3. ユーザID、パスワードについて

請求データの送信等に関し、情報セキュリティ等の観点から現在、下記のとおり複数のID、パスワードを 必要とします。

ID・パスワード	使用目的	入手方法	パスワード 変更	有効期限	備考
テストID・ パスワード (TJ~)	 ・電子請求受付システム ホームページにログイン ・テスト送信 	新規事業所用書類 に同封	必要	180日間	3回間違える とロック (30分間放置 →自動解除)
本番用ID・ パスワード (HJ~)	 ・電子請求受付システム ホームページにログイン ・請求データの送信、取下げ ・通知書類の取得 	1回目の「請求お よび受領に関する 届」提出後に郵送	必要	180日間	3回間違える とロック (30分間放置 →自動解除)
証明書発行用 パスワード	電子証明書の発行申請、 ダウンロード	新規事業所用書類 のテストIDと同じ 書類に記載	不要	_	
簡易入力システム ログインパスワード	簡易入力システムにログイン	初期設定は 「0000」	任意	_	
取込送信システム ログインパスワード	取込送信システムにログイン	初期設定は 「OOOO」	任意	_	

証明書発行用パスワードについて

電子証明書更新による発行申請時・PC買い替えによる電子証明書インストール時等、 当該パスワードが必要となりますので、<u>紛失しないよう厳重な管理をお願いします。</u>

◆パスワード変更について

テストID、本番用IDの仮パスワードは任意のパスワードに変更してから使用します。



(2) ユーザIDと仮パスワードを入力してログインする



(3) 仮パスワードの変更を行う 警告メッセージの表示 → 任意のパスワードに変更します。



各種パスワードを忘れてしまった場合について

テストID、本番用IDパスワード

- ・国保連合会にご連絡ください。仮パスワードを再発行します。 ※事業所様で設定されたパスワードについては、国保連合会でも把握できない状況となります。
- ・仮パスワードは<u>郵送でのお届け</u>になります。
- セキュリティの関係上、FAX・電子メールでの送付はできません。

※請求締切(毎月10日) 直前のご連絡になりますと、郵便事情により請求締切に間に合わないこと にもなりかねないため、早めのご連絡をお願いします。

証明書発行用パスワード

- 新たに電子証明書及びパスワードを発行して頂くことになります。
 ※パスワードを紛失された場合、紛失したパスワードで発行申請した証明書のダウンロード・インス トールができません。
 (当パスワードについて、国保連合会でも把握できない状況となります。)
 ※新たな電子証明書を発行していただくため、発行手数料が発生します。
 ・電子請求受付システムホームページから再発行処理を行っていただきます。
 - (参照マニュアル ⇒ 「電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編)」)

簡易入力・取込送信システムログインパスワード

- ・簡易入力または取込送信システムを電子請求受付システムから再度、インストールして頂きます。 ※事業所様で設定されたパスワードについては、国保連合会でも把握できない状況となります。
- インストール手順等については、障害者総合支援電子請求ヘルプデスク(電話:0570-059-403)
 にお問い合わせください。

4. 送信済データの取下げについて

請求データ送信後、誤り等に気付き修正したデータを送信したい場合、送信済データの取下げ を行う必要があります。

送信済データの取下げは、時期によって対応方法が異なります。 対応方法については下記のとおりです。

当月請求分	請求期間内 (1~10日)	 ・送信済データを取下げてから 修正データを送信してください。 ・事業所のパソコンから取下げ可能です。 ・取下げ方法には2種類あります。 ⇒資料P.20へ
	請求期間外 (11日~月末)	国保連合会または市町村にご相談ください。

前月までの請求分	市町村に過誤申立を行ってください。
(返戻になっていないもの)	→資料P.24へ

〈1〉請求期間内の取下げ

電子請求受付システムデータ受付時の仕様について

①同じ「市町村番号・受給者番号・サービス提供月」のデータを2回送信した場合
 →1回目に受付(送信)したデータを正当データとして扱い、当該データにて審査・支払を行います。
 →2回目に受付(送信)したデータは重複請求で返戻(エラーコード:ECO1)となります。

※2回目のデータが正当(1回目送信データが誤り)である場合、1回目の送信データを取下げしてから 2回目のデータを送信して下さい。

②市町村番号・サービス提供月が同じで受給者番号が異なるデータを2回送信した場合 →別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

※但し、同一の市町村番号・サービス提供月の請求書が2回送信されるため、2回目送信の請求書のみが 重複請求で返戻となります。こちらに関しては、再請求する必要はありません。(明細書データに基づ き審査支払いを行うため。)

③市町村番号・受給者番号が同じでサービス提供月が異なるデータを2回送信した場合 →別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。



①請求システムから取下げを行う場合

①-1 取込送信システムでの取下げ方法

🖳 電子請求受付システム (取込送信) - 新著情報		
ファイル(F) バージョン メニュー 説明	(V) ヘルプ(H)		
新着情報			
請求情報			
請求情報送信履歴			
基本情報			
事業所情報保守			
请堆铁鍜			
お知らせ情報	2x-rb#s40		
	論:X 論報 最終送信結果情報 最終送信日		
aRUE フォルダ設定	· · ·		
	自動的に電子請求受付システムから新着情報を取得する。 新着情報取得		
ログアウト			
	₩ 請求情報送信履歴		l
		東京都最新情報更新閉じる	
			
		編書 管理	取下げたい
	4 平成24年05月05日 半成24年05月05日 連合会到達 12:00:00 連合会到達	2(4 139998201205000503	データを選択
く請求状況の表示に	$D(1 \subset >$		
 ・取下げボタン押下 	後→「取下げ依頼中」		
• (「取下げ依頼中	が表示されてから約5分後)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
最新情報面新ボク、	√畑下→「取下げ落み」		
※ 「取下り1107期中」	の状態でもナーダ达信り能		20

①-2 簡易入力システムでの取下げ方法



②電子請求受付システム総合窓口から取下げを行う場合

電子請求受付システム総合窓口(http://www.e-seikyuu.jp/)にアクセス



	・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	:月。 であれば (01の :す。
55 3萬來情報詳細	課題会工業 FAQ マニコアル ダ 課題会工業 FAQ マニコアル ダ 課題会工業 FAQ マニコアル ダ 課題会工業 FAQ マニコアル ダ 事業所報号 131111111 事業所 第末事業所A 副課職号 139998200901050002 13998 取扱状況 副連 - お知らせ - - お知らせ - - 認知者 - - お知らせ - - ごの8-12 介護給付費等請求書情報 2008-12 2008-12 ウ、護給付費等明細書情報 2008-12 2008-12 サービス提供実績記録業情報	第752日-ド 展明書 ユーザ明報集業 2009/01 1 別使日時 2009/01/05 10:00 丁 丁	ボタンの -タは ごきません ハデータの タンを押下

〈2〉 過誤申立(取下げ依頼)について

支払済の請求データ、あるいは支払予定の請求データを取下げる場合は「過誤」という処理になります。

※下記例のように現在、請求・審査・支払処理は、<u>明細書データ単位で処理</u>がされます。 市町村への過誤申立により、過去の明細書データに対し減額分のみが調整されることにはなりませんので、 必ず修正データを再請求する必要があります。



◆過誤についての注意点

①過誤申立データの送信時期について必ず市町村と調整を取ってください。

過誤申立の際には、「何月に連合会へ過誤申立データの送信をするのか」市町村へ確認していただき、 該当月の1~10日に当月請求分と過誤申立分を送信してください。

※過誤申立を行ったデータの再請求がない場合

当月請求分のみの金額から過去、支払済の金額を取下げし相殺するため、<u>事業所への支払額が大幅に少な</u> くなる可能性があります。

※事業所への支払金額より過誤金額が上回った場合

請求月翌月、事業所より国保連合会へマイナス分の金額を振込みして頂くことになります。振込方法等については、国保連合会よりご連絡します。

②利用者負担上限額管理結果票は 過誤申立をしても取下げされません

利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、「情報作成区分」を「修正」としてデータ作成し請求して ください。

- ※上限額管理事業所が他事業所で、自事業所の利用者負担額が変更となる場合は、上限額管理事業所より当該結果票を送信して頂く必要があります。
 - ▼簡易入力システム・利用者負担上限額管理結果入力画面

利用者負担上限額管理結果票					情報照会	
受給者証番号	?	障害児氏名		都道府県等名		
情報作成区分 修正 -					登録	
利用者負担上限月額 円 利用者負担上限額管理結果 🗸 1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。					クリア	
2 利用者負担額の含算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の含算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。						削除
	実績情報			合 計		戻る
No. 事業所番号	事業所名		総費用額	利用者負担額	管理結果後 利田考育扣列	

5. 愛知県国保連合会ホームページについて

障害福祉サービス事業所向け請求に関する情報等を掲載しています。

